

# 退職後の健康保険(任意継続)のお手続きの流れ

## ① 退職後に加入する健康保険を選択してください

- ◆ 「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択肢からご選択ください。
- ◆ 「任意継続」の保険料は、退職前に控除されていた保険料の**2倍**した額(上限あり)となります。  
→ 大分県内に在住の方は、別添「保険料額」を参考にしてください。(他県は若干異なります。)
- ◆ 「協会けんぽの任意継続」を選択される場合は、下記「②」へお進みください。その他の健康保険を選択される場合は、それぞれのお手続き先で詳細をご確認ください。  
→ 「国民健康保険」・・・市役所、役場  
→ 「ご家族の健康保険(被扶養者)」・・・ご家族の勤務先の事務担当者



## ② 任意継続の加入要件を確認してください

- ◆ 在職中は「協会けんぽ」の保険証をお持ちでしたか? ...青いカード式の保険証です。
- ◆ 退職日までに継続して**2か月以上**の被保険者期間がありますか?
- ◆ 「資格取得申出書」は**20日以内**に提出(協会けんぽに到着)できますか?



## ③ 「資格取得申出書」の作成 (→別添「申出書」「記入の手引き」参照)

- ◆ 「資格取得申出書」の作成にあたっては、事前に別添の「**記入の手引き**」をお読みください。
- ◆ 被扶養者となられる方がいる場合は、「申出書」**裏面**の記入も忘れずをお願いします。
- ◆ 詳しくは同封の「**記入の手引き**」をご確認ください。



## ④ 「資格取得申出書」(+添付書類)を協会けんぽへ提出 (退職日の翌日から20日以内必着)(20日目が土日祝日の場合は翌営業日以内)

郵送でのご提出をお願いします。



※お客様の利便性の向上、事務処理の迅速化の観点から郵送での提出にご協力をお願いします。

※県外にお住まいの方は住所地の都道府県支部に郵送をお願いします。

【郵送先】 ※封筒に下記宛名をご記入ください。(所在地等記入不要)

〒870-8570 協会けんぽ大分支部



電話 097-573-5630(自動音声案内)

協会けんぽ 任意継続

検索

申請セットはこちら

# 保険証到着と保険料納付までの流れ

任意継続のお手続きが完了後、保険証の到着と保険料納付までの流れは、次のとおりです。

## ① ご自宅に保険証と1回目の納付書が到着

- ◆ 保険証、納付書の到着時期は、下記によって異なります。
  - ・「資格取得申出書」提出時に被保険者(退職された方)の退職日の確認ができる書類(退職証明書等の添付があった場合 → **2週間程度**(繁忙時期はそれ以上かかる場合あり。))
  - ・上記以外 → **平均3週間程度**(以前の勤務先の退職手続き完了後。繁忙時期はそれ以上かかる場合あり。)
- ◆ 1回目の納付書は、お手続きや保険証の作成時期によっては、**1度に2か月分以上の納付金額が掲載されている場合があります。**



## ② 納付書に記載された納付期限までに各月分保険料を納付(必須)

- ◆ 1回目の納付書に記載された納付期限(10日とは限りません)をよくご確認のうえ、期限までに必ず納付してください。



口座振替を選択

### ③ 案内に沿って、「口座振替依頼書」の手続きを行ってください

- ◆ 「依頼書」は1回目の納付書に同封されています。



### ④ 月初めに2回目の納付書が到着 → 原則10日(10日が土日、祝日の場合は翌営業日)までに納付(必須)

※口座振替が開始されるまでは、上記④が毎月繰り返されます

《準備完了(2~3か月)後、案内通知》

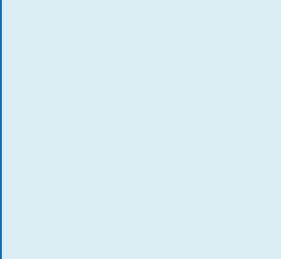


### ⑤ 口座振替開始

口座振替による納付は、毎月1日(1日が土日、祝日の場合は翌営業日)に引き落とされます。



納付書による  
毎月納付を選択



※以後、上記④が毎月繰り返されます



納付書による  
前納を選択

一括納付による  
割引あり

### ③ 上記②に加えて、前納分の保険料も納付

※加入月は前納とはなりません。前納の納付期限は資格取得月の月末です。

《次回前納納付時期》



### ④ 前納納付書が到着 → 納付期限までに納付

※以後、上記④が納付時期毎に繰り返されます

# 任意継続保険の注意点

## 被保険者期間

■被保険者(ご本人)が次の1～6の事由に該当するときは、被保険者資格を喪失します。

- 1 就職等により新たに健康保険等の被保険者資格を取得したとき。
- 2 保険料を納付期限(原則毎月10日)までに納付しなかったとき。
- 3 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき。
- 4 亡くなったとき。
- 5 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき。
- 6 任意継続被保険者となった日から2年(保険証に記載されている資格喪失予定年月日)を経過したとき。

※1、3、4、5は、資格喪失申出書の提出をお願いします。

※4は、上記の資格喪失申出書と併せて、埋葬料(費)支給申請書の提出をお願いします。

※5は、申出が受理された日の属する月の翌月1日に資格を喪失します。

## 保 険 料

■退職後は事業主負担分も負担することとなりますので、退職時の健康保険料の**2倍**となります。ただし、上限があります。(お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額とならない場合があります。)

■実際の算出方法は次の通りです。

退職時の標準報酬月額(上限30万円) × お住まいの都道府県別保険料率

※40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。

※大分県内に在住の方の保険料は、別添「料額表」を参考にしてください。

■原則2年間変わりません。(保険料率が変更される場合などを除きます。)

**※ 毎月の保険料納付期限を1日でも経過すると、資格を喪失します。納付期限は厳守してください。**

ご注意  
ください

◆ 保険料の納付書は、毎月5日頃までにはご自宅に到着します。それまでに万一到着しないときは、必ず協会けんぽまでご連絡ください。(毎月の保険料納付期限を1日でも経過すると、資格を喪失します。)

## ★ 任意継続保険と国民健康保険のどちらに加入するか迷っていますが、違いは何ですか？

→ 保険料以外にほとんど違いはありません。

①医療機関等の窓口での負担金額（※）などに違いはありません。

②保険料は異なります。

☞ 任意継続保険の保険料は、退職時に給与から控除されていた保険料の原則2倍となります。（上限あり）

☞ 国民健康保険の保険税（料）は、前年の所得などによって決まります。お住まいの市役所等で保険税（料）をご確認ください。なお、退職の理由が解雇や勤務先の倒産等による場合は、保険税（料）の軽減措置を受けられることがありますので、併せてご確認ください。

☞ 条件を満たす場合、ご家族の保険証の扶養家族の認定を受ける選択もあります。この場合、個別の保険料は発生しません。

※ 負担金額を決定する上での負担割合の算出方法や自己負担限度額を決定する上での所得区分の設定条件は異なる場合があります。また、国民健康保険に加入した場合は、高額療養費の支給に係る多数該当のカウントは継続されません。

## ★ 任意継続の保険証が届くまでの間に医療機関にかかるときはどうしたらいいですか？

→ 任意継続の保険証が届く前であっても、退職日の翌日から任意継続保険の資格はあります。全額自費で保険診療を受けた場合は、費用の一部が払い戻されます。

☞ 下記3点をお住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ提出してください。

①療養費支給申請書（立替払等）

②医療機関の領収書の原本

③診療明細書

（注）療養費申請書や記入例は、協会けんぽのホームページから印刷できます。

領収書の原本等の返却が必要な場合は申請時にお知らせください。

## ★ 限度額認定申請や特定疾病申請は改めて必要ですか？

→ 保険証の記号番号が変わるため、その都度申請手続きが必要となります。申請書を受け付けた月からの発行となるためご注意ください。

## ★ 再就職したときに何か手続きが必要ですか？

→ 再就職され新しく保険証が出来た場合に自動的に任意継続は資格喪失しません。

**任意継続資格喪失申出書の提出（手続き）が必要**になります。

その際、重複して納付された任意継続保険料がある場合は還付となりますが、

任意継続に加入した同じ月に再就職され資格取得された場合は

その月は双方から保険料が発生することになります。

例)

